

地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求について、同条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

2015年（平成27年）11月4日

藤沢市監査委員	青柳義朗
同	中川隆
同	柳田秀憲
同	栗原義夫

住民監査請求に基づく監査結果について（通知）

2015年（平成27年）10月8日付けで提出された職員措置請求書（住民監査請求）について、地方自治法第242条第4項の規定に基づき、次のとおり監査結果を通知します。

第1 請求のあった日及び請求人

2015年（平成27年）10月8日

請求人（省略）

第2 請求の内容（措置請求の要旨は原文のとおり。）

1. 措置請求の要旨

(1) 請求の対象 藤沢市長

(2) 藤沢市長が、平成26年4月1日付で日本放送協会と締結した放送受信契約を取り消し、速やかに、放送法および日本放送協会放送受信規約を遵守した放送受信契約を日本放送協会と締結することを求める。

請求の原因

第1 措置請求に至る事情

1 平成27年6月25日付で、神奈川県大和市在住のある住民（以下「住民」と言う。）が藤沢市長に対して「行政文書公開請求書」（事実証明書1）を提出した。

2 藤沢市長は、平成27年6月29日付で、「行政文書公開一部承諾決定通知書」（事実証明書2）を「住民」に送付した。

3 請求者は、藤沢市長が「住民」に送付した資料（事実証明書2）を「住民」から受け取った。

4 請求者が、資料（事実証明書2）の中にある平成26年4月1日付で藤沢

- 市長と日本放送協会（以下「NHK」と言う。）が締結した放送受信契約（以下「本件契約」と言う。）書を精査したところ、藤沢市長が、放送法第64条第3項によって総務大臣の許可を受けた日本放送協会放送受信規約（以下「規約」と言う。）3条1項2号の記載義務である受信機の設置の日（以下「設置日」と言う。）を「本件契約」書に記載していない事実が発覚した。
- 5 請求者の協力者である、Xが、平成27年7月22日午前10時9分、藤沢市行政総務課に架電し、「本件契約」書に「設置日」の記載がない理由を確認した。藤沢市長は、本来的には「設置日」の記載の必要はあるが、「NHK」から「設置日」の記載を求められていないので「設置日」の記載は不要と考えていると回答した。
 - 6 Xは、法規違反になるので藤沢市長は「NHK」と「本件契約」のやり直しをして下さいと要請し、藤沢市行政総務課は再度検討してXに報告すると伝え、この日の架電を終了した。
 - 7 翌日の平成27年7月23日午後5時14分に藤沢市行政総務課からXに架電があり、「設置日」に関しては「NHK」の指示に従っているので藤沢市行政総務課ではわからない。Xから「NHK」に問い合わせをして確認して下さい。と無責任な回答をし、更に、藤沢市行政総務課は、「NHK」の指示に従うので、「本件契約」のやり直しは実施しないと回答をした。
 - 8 つまり、藤沢市長は法規よりも「NHK」の指示の方が優越すると判断したのである。

第3 法規に適合しない行為

- 1 「規約」3条には、藤沢市長が「設置日」を記載した放送受信契約書を「NHK」に提出する義務があり、「規約」4条には、放送受信契約は「設置日」に成立するものとする。と定められている。
- 2 藤沢市長が、「設置日」を「本件契約」書に記載しない行為（NHKに申告しない行為）は、明らかに法規に適合しない行為である。
- 3 また「本件契約」は、藤沢市長が「NHK」に支払うべき放送受信料（八ヶ岳野外体験教室に設置されたテレビ12台分の設置日から平成26年3月31日までの期間の放送受信料など）を不当に免れる行為である。
- 4 藤沢市長は契約相手である「NHK」の指示に従っているので、「本件契約」のやり直しはしないと主張しているが、放送法第64条は強行規定であるので、放送受信契約は藤沢市長と「NHK」との間で、自由に合意して契約締結する性質の契約ではない。（最高裁判例有）
- 5 さらに、民法第94条第1項（通謀虚偽表示の無効）では『相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効とする。』と規定されており、「本件契約」は民法上も無効である。

第4 藤沢市長の責任

- 1 藤沢市長は、「NHK」からの指示に従うのではなく、放送法などの法規を遵守する責任がある。

第5 藤沢市民や国民等の被害

- 1 「NHK」の運営を支える財源のほぼすべてが放送受信料であり、放送受

信料は分担金である。

- 2 一般的に分担金は、分担者が増えれば増えるほど、一人あたりの負担額が軽減（値下り）する。
- 3 特に「NHK」の場合、分担者(受信契約件数)が増えても、放送番組の制作費や放送の送出費などの支出がほとんど増嵩しないという特徴がある。
- 4 一方、分担者(受信契約件数)が増えれば、増えた分だけ「NHK」の収入は増嵩する。
- 5 つまり、放送受信料は、分担者(受信契約件数)が増えると、負担額が軽減（値下り）するという特徴がある。実際「NHK」は平成24年10月に分担者(受信契約件数)が増えた事を主な理由として放送受信料の値下げを行った実績がある。
- 6 現在、多くの国民（規約2条1項の世帯契約対象者）が、法規を遵守し、NHKと放送受信契約を締結し放送受信料を支払っている。
- 7 よって、藤沢市長や藤沢市以外の公共団体や事業所（規約2条2項の事業所契約対象者）が、法規を遵守して放送受信料を支払わないと、真面目に放送受信料を支払っている多くの国民の負担額が増える（放送受信料単価が不当に高くなる）という被害が発生する。

第6 藤沢市の損害

- 1 藤沢市が本件契約書に設置日を記載しない行為は、テレビを撤去した場合（契約件数が減る場合）に藤沢市に損害が生じる。
- 2 今の契約方法だと、すべての契約開始日と契約終了日が毎年4月1日になってしまうため、契約件数が減った場合（青少年会館の場合）毎年4月に1年分を前払いしている受信料の返金を受けることが出来ない。ちなみに受信料の支払いは年単位ではなく月単位である。
- 3 また、藤沢市行政総務課は、「設置日」に関しては「NHK」の指示に従っていると回答しているが、そもそもその事実を証明する資料（NHKからの文書など）は存在しない。またそのような法規違反の文書をNHKが発行するとは思えない。
- 4 したがって、藤沢市が設置日を契約書に記載しない事により、NHKから損害賠償金を請求されたり、規約12条の2に定められた延滞利息を請求される恐れがある。

第7 本件監査請求の妥当性について

- 1 本件監査請求は、地方自治法第242条全体の趣旨からして妥当な請求である。
- 2 また、本件監査請求は、行政事件訴訟法第5条『この法律において「民衆訴訟」とは、国又は公共団体の機関の法規に適合しない行為の是正を求める訴訟で、選挙人たる資格その他自己の法律上の利益にかかわらない資格で提起するものをいう。』の『公共団体の機関の法規に適合しない行為の是正』を求める訴訟の前段階で行う手続きであるので妥当な請求である。
- 3 さらに、本件監査請求は、地方自治法242条1項『契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相

当の確実さをもって予測される場合を含む。)と認めるとき』に該当するので
妥当な請求である。

第8 結語

よって請求者は、「本件契約」の取り消し或いは無効を主張し、藤沢市長に
対し、改めて「NHK」と放送受信契約を締結する措置を講ずるよう勧告する
ことを求め、別添の事実証明書を添えて本請求に及ぶ次第である。

2. 事実証明

以下に事実証明の書類を示す。

1 行政文書公開請求書(写し)	1 枚
2 行政文書公開一部承諾決定通知書(写し)	1 枚
3 起案説明(写し)	2 枚
4 NHK放送受信契約の締結について	1 枚
5 放送受信契約書など	17 枚

第3 職員措置請求書の要件審査

2015年(平成27年)10月28日開催の監査委員会議において、本件措
置請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第24
2条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく
監査は実施しないことに決定した。

(理由)

法第242条第1項は、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の
長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違
法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若し
くは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相
当の確実さをもって予測される場合を含む。)と認めるとき、又は違法若しくは
不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「怠る事実」
という。)があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、
監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改
め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体のこうむつた
損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と
規定しており、同条第2項では、前項の規定による請求は、当該行為のあつた日
又は終わった日から1年を経過したときは、これをするできない。ただし、
正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定している。

「当該行為のあつた日とは一時的行為のあつた日を、当該行為の終わった日と
は継続的行為についてその行為が終わった日を、それぞれ意味するものと解する
のが相当である。本件監査請求においては、本件賃貸借契約の締結がその対象と
なる行為とされているところ、契約の締結行為は一時的行為であるから、これを
対象とする監査請求においては契約締結の日を基準として同項本文の規定を適用
すべきである。」(最高裁判所平成14年10月15日判決)

「普通地方公共団体の執行機関，職員の財務会計上の行為が秘密裡にされた場合に限らず，普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合には，法242条2項ただし書きにいう正当な理由の有無は，特段の事情のない限り，普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。」（最高裁判所平成14年9月12日判決）

「通常の注意力でなく相当の注意力をもってする調査を正当な理由の有無の判断基準としていることの趣旨を考慮すると，住民が相当の注意力をもってする調査については，マスコミ報道や広報誌等によって受動的に知った情報だけに注意を払っていれば足りるものではなく，住民であれば誰でもいつでも閲覧できる情報等については，それが閲覧等を行うことができる状態に置かれれば，そのころには住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて知ることができるといふべきである。」（最高裁判所平成14年9月17日判決）

「東京都の住民は，東京都情報公開条例に基づき，実施期間に対し，財務会計上の行為の完了の日と近接した日から，当該行為に関する公文書の開示請求をすることができ，実施機関は，非開示事由に該当しない限り，当該公文書を開示すべきものであるから，当該公文書に財務会計上の行為の内容が記載されており，これに関係法令や条件を適用することにより当該行為の適否を知ることが可能となる場合は，当該公文書が開示されると，住民は，監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができると考えられる。そうすると，当該住民は，財務会計上の行為について監査請求をする前提として，同条例に基づく開示請求をすることで相当の注意力をもって調査したことになり，逆に開示請求をしないままでは相当の注意力をもって調査したとはいえないと解するのが相当である。」（東京高等裁判所平成19年2月14日判決）

本件措置請求を上記判例に照らしてみると，本件措置請求にかかる放送受信契約（以下「本件契約」という。）は，2014年（平成26年）4月1日に締結されており，本件措置請求は当該行為のあった日から1年を経過した後にされたこととなる。

そこで，法第242条第2項ただし書きにいう正当な理由について検討する。

まず，請求人が相当の注意力をもって調査しても，当該行為の存在及び内容を知ることができなかつたかどうかであるが，本件契約の対象となっている藤沢市八ヶ岳野外体験教室における受信機の一部は，契約締結日の2014年（平成26年）4月1日以前から誰でも視聴できるロビー等に設置されており，その存在を確認することはできたこと，受信機が日本放送協会との放送受信契約の対象であることは，本件契約の以前から広く一般住民が知りうる程度に，新聞報道やインターネット上に，契約の根拠となる放送法を含め，関連記事等が掲載されていること，また，本件契約の内容についても，藤沢市に行政文書公開請求をすることにより知ることができたといえる。

なお、請求人は正当な理由について特に主張していない。

以上から、請求人が相当の注意力をもって調査しても、当該行為の存在及び内容を知ることができなかつたとはいえ、当該行為があつた日から1年を経過した後に監査請求がなされたことについて、正当な理由があるとはいえない。

したがって、本件措置請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないから、これを却下する。

以 上